

Tax Controversy Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

2018年3月

パートナー 山川 博樹（税理士）

マネジャー 梅本 淳久（公認会計士・米国公認会計士）

再調査の請求～税務係争解決の実務解説①～

1. はじめに

税務署長等が行った更正処分等に不服がある者は、その更正処分等を行った税務署長等に対して「再調査の請求」をすることができる。税務署長等との間で見解の相違があっても、納税者が税務調査の結果を受け入れて修正申告に応じるケースも少なくないが、国税通則法は、「税務調査(→再調査の請求)→審査請求→訴訟」の一連の流れの中で、納税者と税務署長等との間の争いが解決されることを予定している。本ニュースレターでは、このうち「再調査の請求」について解説する。

なお、以下、再調査の請求の対象とする更正処分等を「原処分」と、原処分を行った行政機関の長(国税局調査課所管の処分にあつては、国税局長)を「原処分庁」とそれぞれいい、本ニュースレターにおいて引用する法令・文献等については、次のとおり略記した。

略称	法令・文献等
行審法	行政不服審査法
通法	国税通則法
通令	国税通則法施行令
審通(庁)	不服審査基本通達(国税庁関係)
審通(審)	不服審査基本通達(国税不服審判所関係)
財務省(平 26)	財務省ウェブサイト「 平成 26 年度税制改正の解説 」(PDF)
国税庁(記載要領)	国税庁ホームページ「 再調査の請求書の記載要領 」(PDF)

2. 不服申立手続等

(1) 「再調査の請求」と「審査請求」のいずれかを選択

国税に関する処分に不服がある者は、次のとおり不服申立てをすることができる。

処分の形態	不服申立ての種類及び不服申立先	
税務署長(税務署の職員)、国税局長(国税局の職員)又は税関長(税関の職員)がした処分(通法 75①一・⑤)	選択可	税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求 国税不服審判所長に対する審査請求
国税庁長官(国税庁の職員)がした処分(通法 75①二・⑤)		国税庁長官に対する審査請求
国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分(注)(通法 75①三)		国税不服審判所長に対する審査請求

国税局調査課所管の処分 (通法 75②一、財務省(平 26)p.1121)	選択可	国税局長に対する再調査の請求 国税不服審判所長に対する審査請求
国税庁調査課所管の処分 (通法 75②二、財務省(平 26)p.1121)		国税庁長官に対する審査請求

(注)「国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分」には、例えば、登録免許税法第 26 条第 1 項の規定による登記機関の課税標準及び税額の認定又は自動車重量税法第 12 条第 1 項の規定による国土交通大臣等の税額の認定がこれに当たる(審通(審)75-4)。

また、再調査の請求についての決定があった場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる(通法 75③)。

【補足】

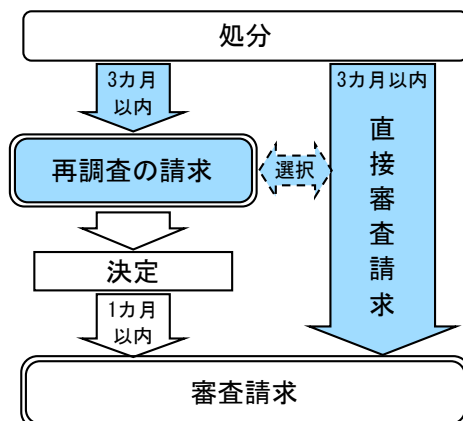
1. 税務調査の結果に関して、納税者が修正申告等をした場合には、更正の請求をすることはできるが、不服申立てをすることはできない(cf 通法 74 の 11③)。この場合、「更正の請求をすることはできる」とはいても、不服申立てをした場合に比べて、①更正の請求をする理由等(通法 23③)の主張・立証責任は、納税者側が負うことになること(cf 不服申立てにおいては、原則として、課税庁側が処分の適法性について立証責任を負う)、②更正の請求に基づく減額更正により過納となった税額については、その更正の請求があった日の翌日から起算して 3 カ月を経過する日と当該更正があった日の翌日から起算して 1 カ月を経過する日とのいずれか早い日までの期間については、還付加算金が付されないこと(通法 58①二)(cf 更正決定等が取り消されたことにより過納となった税額については、納付日の翌日から還付加算金が付される)などに注意が必要である。
2. 行政不服審査制度見直しの一環として、不服申立前置の廃止・縮小が行われたが、国税通則法については、大量の不服申立てがあり、直ちに出訴されると裁判所の負担が大きくなるなどとして、不服申立前置を存置することとされ、直ちに出訴することはできない(通法 115①、総務省行政管理局「行政不服審査法関連三法について」(平成 26 年 9 月))。

(2) 不服申立期間

不服申立ては、それぞれ次の期間を経過したときは、正当な理由がない限り(注)、することができない(通法 77①～③)。再調査の請求を経てから行う審査請求は、いわば「第二審」と位置付けられ、不服申立期間が 1 カ月と短い点に注意が必要である。

(注)「正当な理由があるとき」には、例えば、①不服申立期間の誤教示、②天災、火災、交通の途絶等がこれに当たる(審通(審)77-1)。

再調査の請求	処分があったことを知った日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して 3 カ月
再調査の請求を経ずに行う審査請求	処分があった日の翌日から起算して 1 年
再調査の請求を経てから行う審査請求	再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 カ月



(出典:財務省(平 26)p.1124 を一部加工)

なお、再調査の請求をしている者は、再調査の請求をした日の翌日から起算して 3 カ月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合等には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる(通法 75④)。

(3) 標準審理期間

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、不服申立てがその事務所に到達してから当該不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めることとされている(通法 77 の 2)。

再調査の請求は、原処分庁が簡易な手続で事実関係を再調査することによって処分の見直しを行う手続として設けられているものであり、標準審理期間は 3 カ月を目安とするとしている(総務省行政管理局「行政不服審査法関連三法について」(平成 26 年 9 月)、国税庁長官「不服申立てに係る標準審理期間の設定等について(事務運営指針)」(平成 28 年 4 月 1 日))。同期間内の処理件数割合(注 1、2)は、次のとおりである。

年度	24	25	26	27	28
3 カ月以内 処理件数割合	95.4%	97.0%	96.9%	99.3%	95.6%

(出典: 国税庁実績評価書)

(注 1) 相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除く。

(注 2) 平成 28 年 3 月 31 日までに行われた処分に係るものについては、「異議申立て」である。

3. 再調査審理庁

再調査審理庁とは、再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長をいい(通法 81③)、再調査審理庁という名称の機関が物理的にあるわけではない。再調査の請求は、原処分庁に対してするものであるが、その調査は、原処分の見直しを行うものであることに鑑み、原処分の調査担当者とは別の担当者が調査を行うのが一般的である。具体的には、法規審査を担当する部署(国税局の場合は調査審理課、税務署の場合は法人課税第 1 部門など)の担当者が調査を行う。

もともと、当該担当者が、原処分の決裁ラインにいた可能性も否定できないが、その場合であっても、自らが主担当として再調査の請求に係る調査を行う中で、原処分の調査担当者の判断の誤りに気付くこともあるであろうし、再調査の請求人が税務調査において提示しなかった事実や証拠を提示することで、原処分が見直されることもあるであろう。実際、後記 6 の(1)のとおり、再調査決定(又は異議決定)において、一定の割合で納税者の主張が認められている。

4. 再調査の請求

(1) 再調査の請求書の記載事項等

再調査の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない(通法 81①)、口頭ですることができる旨の定めはない(cf 行審法 19①)。

①	再調査の請求に係る処分の内容
②	再調査の請求に係る処分があったことを知った年月日(当該処分に係る通知を受けた場合には、その通知を受けた年月日)
③	再調査の請求の趣旨及び理由
④	再調査の請求の年月日

【補足】

- 再調査の請求書については、正副 2 通を提出しなければならない旨の規定はなく(cf 通令 32②)、1 通提出すればよい。
- 再調査の請求書には、再調査の請求人が代理人によって再調査の請求をする場合には、代理人の権限を証する書面を添付しなければならない(通令 31 の 2)。
- 再調査の請求書には、上記③の「再調査の請求の趣旨及び理由」を計数的に説明する資料を添付することができる(cf 通令 32①、国税庁(記載要領)11)。
- 上記④の「再調査の請求の趣旨」には、処分の取消し又は変更を求める範囲をできるだけ明らかに記載する(審通(庁)81-2)。

一部取消しの場合の記載例	所得税の平成〇年分の更正処分のうち所得金額△△円を超える部分に対応する税額に係る更正処分の取消し及びこれに伴う〇〇加算税賦課決定処分の取消しを求める。
変更の場合の記載例	贈与税の延納条件を 2 年とする処分を 3 年へ変更することを求める。

(出典: 国税庁(記載要領)9)

5. 上記④の「再調査の請求の…理由」には、原処分が付された理由に応じてその処分を不服とする理由など、「再調査の請求の趣旨」を肯認させる事項を具体的に記載する(審通(庁)81-3)。再調査の請求書の該当欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付することも差し支えない。

申告所得税の場合の記載例	私は、土地家屋を平成〇年〇月〇日に譲渡したので、租税特別措置法第35条第1項の特別控除の規定を適用して所得税の確定申告書を提出したが、A税務署長は、当該規定の適用は認められないとして更正処分等を行った。これは、次のとおり事実を誤認したものである。(以下、主張する事実関係を詳しく記載する)
源泉所得税の場合の記載例	B税務署長は、外注先甲に対する支払が所得税法第183条第1項の給与等に該当するとして源泉所得税の納税告知処分をしたが、この処分は次の理由により法律の適用誤りである。(以下、主張する事実関係を詳しく記載する)
相続税の場合の記載例	私は、相続により取得したゴルフ会員権の価格を〇〇〇円と評価して相続税の申告をしたが、C税務署長はこれを△△△円と評価して更正処分等を行った。しかしながら、これは次のとおり評価を誤ったものである。(以下、主張する事実関係を詳しく記載する)
消費税等の場合の記載例	D税務署長は取引先乙に支払った手数料の金額が、消費税法第30条第1項に規定する仕入税額控除の対象と認められないとして更正処分を行った。しかしながら、この手数料については、次の理由により、仕入税額控除の対象とされるべきである。(以下、主張する事実関係を詳しく記載する)

(出典:国税庁(記載要領)10)

(2) 提出先

再調査の請求書は、更正処分等を行った税務署長等に持参又は送付により提出する。e-Taxも利用可能である。

なお、国税局調査課所管の処分は、税務署長がした処分ではあるが、その基礎となった調査は、国税局の当該職員によってされたものである。そこで、かかる処分についての再調査の請求は、当該国税局長に対してすることとされているが(通法75②)、当該税務署長を経由してすることも認められている(通法82①)。

また、更正処分等があった時以後に、その処分等を行った税務署長等(以下「旧税務署長等」)の所轄納税地外に異動した場合、その処分等についての再調査の請求は、現在の納税地を所轄する税務署長等(以下「現税務署長等」)に対してしなければならない(通法85①)。ただし、再調査の請求書が旧税務署長等に提出されたときは、旧税務署長等は、その再調査の請求書を受領することができ、この場合において、旧税務署長等は、その再調査の請求書を現税務署長等に送付しなければならないこととされている(通法85②③)。

(3) 合意によるみなす審査請求

税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその再調査の請求を審査請求として取り扱うことを適当と認めて(注)その旨を再調査の請求人に通知し、かつ、当該再調査の請求人がこれに同意したときは、その同意があった日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなされる(通法89①)。

(注)「再調査の請求を審査請求として取り扱うことを適当と認める」場合の再調査の請求には、例えば、法人税の更正等と当該更正等に関連してされた役員給与等に対する源泉徴収に係る所得税の納税の告知のように、基本的な事実関係又は証拠関係を一にする複数の処分についての複数の不服申立ての一方が審査請求であり、他は再調査の請求である場合の当該再調査の請求がこれに当たる(審通(庁)89-1)。

(4) 他の審査請求に伴うみなす審査請求

更正決定等について「審査請求」がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等(注)について「再調査の請求」がされたときは、当該再調査の請求がされた税務署長等は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付しなければならないこととされている(通法90①)。また、更正決定等について「再調査の請求」がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等(注)について「審査請求」がされたときは、当該再調査の請求がされている税務署長等は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付しなければならないこととされている(通法90②)。以上により再調査の請求書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなされる(通法90③)。

(注)「他の更正決定等」とは、例えば、更正決定等がされた税目の同一の課税期間に係る課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等をいう(審通(庁)90-1)。

(5) 再調査の請求書の補正

再調査の請求書の記載事項等に不備があった場合、当該不備が軽微なものであるときを除き、相当の期間内に補正するよう求められる(通法81③)。この場合において、当該期間内に不備を補正しないときは、審理手続を経ないで、再調査の請求が却下されることもある(通法81⑤)。

5. 決定の手続等

(1) 口頭意見陳述

再調査の請求人から口頭で意見を陳述したい旨の申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下「申立人」)の所在その他の事情により口頭意見陳述の機会を与えることが困難であると認められるときを除き、再調査審理庁は、当該申立人にその機会を与えなければならないこととされている(通法 84①)。再調査の請求の審理は、書面による申立てに基づき、再調査審理庁主導の下行われるものであるところ、再調査の請求人の権利利益を考慮して、その意見を口頭で主張する機会を与えるものである。

なお、当該申立てがあった場合に、その機会を与えない又は申立人にとり意見陳述が不可能に等しい機会を与えたことにより、その陳述が行われないうままされた再調査決定は、原則として、違法となる(審通(庁)84-5)。

(2) 証拠書類等の提出

再調査の請求人は、証拠書類等を提出することができ、この場合において、再調査審理庁が、証拠書類等を提出すべき相当の期間(注)を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない(通法 84⑥)。

(注)「相当の期間」とは、証拠書類等を提出するのに通常要する期間をいい、その期間は、証拠書類等の量や、入手の難易などの事情に応じて定められる(審通(庁)84-11)。

再調査審理庁は、再調査の請求についての決定をしたときは、速やかに、提出された証拠書類等を返還しなければならないこととされている(通法 84⑫)。

(3) 調査の範囲

再調査の請求の調査は、再調査の請求人の再調査の請求に拘束されるものではなく、当該再調査の請求の対象となった処分全部について再調査の請求人の主張しない事項をも含めて行われる(審通(庁)84-1)。

なお、「原処分がいかなる理由で税額を認定したかはともかく、結論としての数額が、原処分時に客観的に存在した税額を上回らなければ、異議決定(注=再調査決定)において原処分を維持して差し支えないものと解するのが相当である…。したがって、異議決定(注=再調査決定)では、更正処分後に収集されたものをも加えた資料によって、その更正で決定された租税債務額を維持することができるというべきである」とする裁判例がある(高松地判平成 2 年 11 月 29 日税務訴訟資料(1~249 号)181 号 441 頁)。

(4) 課税標準等又は税額等の調査及び決定

再調査の請求に係る調査及び決定は、次の範囲内において行われる(審通(庁)84-2)。申告後に増額の更正処分がされた場合であっても、申告額を超えない部分について自らその是正を図るには、更正の請求によらなければならないが、再調査の請求において上記部分の取消しを求めることは認められない(cf 名古屋地判平成 26 年 9 月 4 日訟務月報 62 卷 11 号 1968 頁)。

- | |
|--|
| <p>① 当該処分が決定である事案については、当該決定に係る額の範囲</p> <p>② 当該処分が増額(注 1)の更正(注 2)又は再更正(注 3)である事案については、当該更正又は再更正後の額と申告額(注 4)との差額の範囲(注 5)</p> <p>③ 当該処分が賦課決定(注 6)である事案については、当該賦課決定に係る額(注 7)の範囲(注 8)</p> |
|--|

(注 1) 還付金に相当する税額又は純損失等の金額にあつては減額

(注 2) 更正の請求にあつては当該請求の全部又は一部を認容しない処分

(注 3) 更正の請求にあつては当該請求の全部又は一部を認容しない処分を行った後の増額の更正

(注 4) 更正の請求にあつては当該請求の額

(注 5) 当該処分が増額の再更正である事案に係る当初更正又は決定について既に不服申立ての決定又は裁決がされているとき(却下の決定又は裁決がされているときを除く)は、当該再更正後の額と不服申立ての決定又は裁決後の額との差額の範囲

(注 6) 加算税及び過怠税の賦課決定を除く

(注 7) 増額の賦課決定にあつては当該増額の賦課決定後の額

(注 8) 当該処分が増額の賦課決定である事案に係る当初賦課決定について既に不服申立ての決定又は裁決がされているとき(却下の決定又は裁決がされているときを除く)は、当該増額の賦課決定後の額と不服申立ての決定又は裁決後の額との差額の範囲

(5) 再調査の請求の調査と質問検査権等

再調査の請求の調査は、国税通則法等の規定による当該職員(注)の質問検査権等に基づいて行われる(審通(庁)84-3)。

(注) 国税通則法の規定により質問検査等を行うことができる「当該職員」とは、税務署等の職員のうち、その調査を行う国税に関する事務に従事している者をいう(国税通則法第 7 章の 2(国税の調査)関係通達 1-3)。

6. 再調査決定

(1) 決定

再調査審理庁は、①再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合は「却下」(いわゆる「門前払い」)の決定を行い、②再調査の請求が理由がない場合は「棄却」の決定を行い、③再調査の請求が理由がある場合は原処分全部若しくは一部の「取消し」又は「変更」の決定を行う(通法 83①～③本文)。原処分よりも再調査の請求人にとって不利益となるような決定をすることはできない(通法 83③但書)。

なお、過去 5 年の再調査決定(平成 28 年 3 月 31 日までに行われた処分に係るものについては、異議決定)の請求裁決の種類別の割合は、次のとおりである。

年度	24	25	26	27	28
却下	12.1%	10.7%	9.6%	11.7%	11.5%
棄却	60.5%	65.3%	65.6%	67.2%	66.4%
一部認容	7.9%	7.1%	6.9%	6.6%	5.5%
全部認容	2.0%	2.9%	2.4%	1.8%	1.3%
取下げ等	17.5%	14.0%	15.4%	12.7%	15.2%

(出典:国税庁ホームページ「平成 28 年度における再調査の請求の概要」(平成 29 年 6 月)を基に集計)

【補足】

1. 「却下」とは、再調査の請求が権利保護の要件を欠くことにより不適法なものとして当該再調査の請求に理由があるかどうかの判断を拒否する決定をいい、却下の決定は、例えば、次のいずれかに当たるときに行うものとされている(審通(庁)83-1)。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 再調査の請求の対象となった処分が再調査の請求をすることができないものであるとき② 再調査の請求の対象となった処分が存在しないとき(当該処分が初めから存在しないときのほか、再調査の請求についての決定までに当該処分が消滅したときを含む)③ 再調査の請求の対象となった処分が再調査の請求人の権利又は法律上の利益を侵害するものでないとき④ 再調査の請求の対象となった処分について、既に国税不服審判所長の裁決又は再調査審理庁の決定がされているとき⑤ 再調査の請求が再調査審理庁でない行政機関にされたとき⑥ 再調査の請求が法定の再調査の請求期間経過後にされたとき(正当な理由があるときを除く)⑦ 再調査審理庁が相当の期間を定めて補正要求を行った場合において、当該期間内に補正されなかったとき(審通(庁)107-6 但書の適用があるときを除く) |
|---|

2. 再調査の請求人が、再調査の請求についての決定を経た後の処分になお不服がある場合には、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができるが、その再調査の請求が、法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものである場合は、この限りでない(通法 75③)。なお、再調査の請求について「却下」の決定があった場合であっても、その判断が誤っていることはあり得るから、審査請求をすることができる(国税不服審判所ホームページ「Q&A コーナー」)。
3. 国税の課税標準等又は税額等に係る処分に対する再調査の請求については、例えば、課税標準に誤りがない場合であっても、納付すべき税額が減少することとなるとき、又は還付金の額に相当する税額若しくは純損失等の金額が増加することとなるときは、処分全部又は一部を取り消す決定が行われる(審通(庁)83-2(1))。
4. 処分に対する再調査の請求について、再調査審理庁が再調査の請求の理由として記載されていない事項について調査した事績を加味した結果、当該処分が正当であると認められるときは、当該再調査の請求を棄却する決定が行われ、当該処分が違法又は不当であると認められるときは、処分全部又は一部を取り消す決定が行われる(審通(庁)83-2(2))。
5. 再調査の請求が理由がある場合に行われる決定のうち「変更」には、国税に関する処分のうち、例えば、次に掲げる処分についての異動がこれに該当する(審通(庁)83-3)。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 耐用年数の短縮に関する処分② 特定船舶に係る特別修繕準備金に関する処分③ 相続税額及び贈与税額の延納条件に関する処分④ 納税の猶予に関する処分 |
|--|

(2) 決定の方式等

再調査の請求についての決定は、主文及び理由を記載し、再調査審理庁が記名押印した「再調査決定書」によりされ、再調査の請求人にその謄本が送達された時に、その効力を生ずる(通法 84⑦⑩)。

なお、再調査決定書の謄本は、当該再調査の請求が代理人によってされているときにおいても、原則として本人に対して送達されるが、再調査の請求人からその送達先を代理人とする旨の書面の提出があった場合には、原則として当該代理人に対して送達される(審通(庁)84-18)。

再調査決定書に決定の理由を記載する趣旨は、再調査審理庁の判断の慎重、公正を保障するとともに、再調査の請求人の今後の争訟の便宜を図ることにあるから、再調査決定書の理由については、この趣旨に従って判断の根拠を具体的に記載するものとされているが、処分を正当とする理由の記載については、次によることとされている(審通(庁)84-12)。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 再調査の請求人の主張に理由がないときは、当該主張に対応して維持する処分を正当とする理由を記載する② 再調査の請求人の主張には理由があるが他の理由により処分を維持する場合には、維持する処分を正当とする理由を記載する③ 再調査の請求人が争っていない事項がある場合においても、その事項に対応して処分を正当とする理由を記載する④ 上記①及び③の場合において、既に原処分理由が書面により再調査の請求人に通知されており、かつ、その理由の記載が十分であるときは、それと同一の理由で原処分を維持する部分については、当該理由を引用することができる |
|---|

(3) 決定の拘束力

裁決については、関係行政庁を拘束する旨の規定があるのに対して(通法 102①)、再調査の請求の決定については、かかる規定がない。もっとも、再調査の請求の決定は、原処分庁が処分の見直しを行った結果であるから、当該決定が原処分庁を拘束する(したがって、原処分庁が同じ理由で再更正処分をすることはできない)との規定を設ける必要がなかったと考えることができる。

(4) 不服申立て

再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く)についての決定があった場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる(通法 75③)。

なお、前述のとおり、再調査の請求についての決定が「却下」の場合でも、審査請求をすることができる([国税不服審判所ホームページ「Q&A コーナー」](#))。

7. 代理人

再調査の請求人は、1人又は複数の代理人を選任することができる(cf 審通(庁)107-4)、代理人は、各自、再調査の請求人のために、当該再調査の請求に関する一切の行為(再調査の請求の取下げ及び代理人の選任については、特別の委任を受けた場合に限る)をすることができる(通法 107②)。

弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができるが(通法 107①)、再調査の請求人の代理人となってその事務を行うことが税理士法第2条に規定する税理士業務に該当するときは、次の各規定の適用がある(審通(庁)107-2)。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる(通法 51)② 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない(通法 52) |
|---|

8. おわりに

前述のとおり、国税通則法は、「税務調査(→再調査の請求)→審査請求→訴訟」の一連の流れの中で、納税者と原処分庁との間の争いが解決されることを予定している。原処分が明らかな事実誤認に基づき行われたような場合は、再調査の請求によって迅速な係争解決が期待できよう。一方で、法令解釈が争点となっていたり、事実に対する評価に争いがあるような事案については、再調査の請求を経ずに審査請求をするほうが良いといえるだろう。いずれの手続においても、国税OB、税理士、弁護士などのプロフェッショナルを上手く活用することで、より高いレベルでの係争解決が期待できるはずである。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

50th Making another half century of **Impact**
デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ
Deloitte Tohmatsu

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001

再調査の請求書

(初葉)

①平成__年__月__日	
② _____ 税務署長 殿 国税局長 殿	
再調査の請求人	③ 住所又は所在地 (納税地) 郵便番号
	④ (フリガナ) 氏名又は名称 印 電話番号
	⑤ 個人番号又は法人番号 ※ 個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。
	⑥は住所又は居所 郵便番号
	⑥は (フリガナ) 氏名 印 電話番号
⑦代理人	住所又は居所 郵便番号
	(フリガナ) 氏名 印 電話番号
	(フリガナ) 氏名 印 電話番号
下記の処分について不服があるので、再調査の請求をします。	
再調査の請求に係る処分の内容へ原処分	⑧ 原処分庁 () 税務署長・() 国税局長・その他 ()
	⑨ 原処分日等 原処分 (下記⑩) の通知書に記載された年月日 平成 年 月 日付 原処分 (下記⑩) の通知書を受けた年月日 平成 年 月 日
	⑩ 原処分名等 (「税目」欄及び「原処分名」欄の該当番号をそれぞれ○で囲み、「対象年分等」欄は、「原処分名」ごとに記載した上で「税目」欄において○で囲んだ再調査の請求に係る処分の税目の番号を括弧書で記載してください。)
	1 申告所得税 1 更正
	2 復興特別所得税 2 決定
	3 法人税 3 a 過少申告加算税の賦課決定
	4 復興特別法人税 加算税 b 無申告 加算税の賦課決定
	5 地方法人税 加算税 c 重 加算税の賦課決定
	6 消費税及び地方消費税
	7 相続税 4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知
8 贈与税 5 青色申告の承認の取消し 以後	
9 () 6 その他 ()	
10 源泉所得税 7 納税の告知	
11 復興特別所得税 8 加算税 a 不納付加算税の賦課決定	
加算税 b 重 加算税の賦課決定	

※整理欄	通信日付印年月日	整理簿	連絡せん	番号確認	身元確認	確認書類
	平成 年 月 日			確認印	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()

※整理欄は、記載しないでください。

(不服1)

(次葉)

再調査の請求人の氏名又は名称

⑪ 再調査の請求の趣旨	<p>★ 原処分の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。</p> <p>1：全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。 2：一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 3：変更 …… 初葉記載の原処分について、次のとおりの変更を求める。</p> <p>★ 上記番号2の「一部取消し」又は3の「変更」を求める場合には、その範囲等を記載してください。</p>	
	<p>★ 取消し等を求める理由をできるだけ具体的に記載してください。 なお、この用紙に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。</p>	
⑫ 再調査の請求の理由		
⑬ 添付書類等 (★該当番号を○で囲んでください。)	⑭ 原処分があったとき以後に納税地の異動があった場合	
1：委任状 (代理人の権限を証する書類) 2：総代選任書 3：再調査の請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 4：その他 ()	1：原処分をした税務署長又は国税局長 ⇒ () 税務署長・ () 国税局長 2：原処分の際の納税地 ⇒	
⑮ 不服申立期間経過後に、再調査の請求をすることとなった理由		

※補正欄	補正した日	補正箇所	補正内容

(不服1)